

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に
あつたときは、
翌日)

目 次

◇ 告 示 町の区域の変更等

字の区域の新設等

字の区域の変更(三件)

土地改良法による換地処分(六件)

土地改良法による換地処分(六件)

告 示

鳥取県告示第三百六号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、鳥取市長から次のとおり町及び字の区域を変更し、並びに字の区域を廃止する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。
この町及び字の区域の変更並びに字の区域の廃止は、土地改良法(昭和

二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十条第四項の規定による池ノ内地区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十七年三月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

区域を変更する町及び字の名称	同上の区域(昭和五十六年十月八日現在の地番による。)
服部字池ノ内東	服部字池ノ内東の全域、服部字池ノ内西一四九の一部、一五九の一部、一六〇、一六一、一六二の一部、一六三の一部、一六六の一部、一六八の一部、一六八の一及びこれらと一体をなす国有地、服部字池ノ内荒神山四八三の二並びに北村字池ノ内東分一六四の一部、一六五の一部、一六六の一部、一六六の二、一六七の一、一六七の二の一部、一六八の二の一部、一六九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部
服部字池ノ内西	服部字池ノ内西のうち一四九の一部、一五九の一部、一六〇、一六一、一六二の一部、一六三の一部、一六六の一部、一六八の一部、一六八の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに服部字池ノ内西谷の全域
服部字池ノ内荒神山	服部字池ノ内荒神山のうち四八三の二以外の区域
北村字沖田	北村字沖田のうち四二の一、四二の二、四三の一及び四三の二以外の区域
北村字三反田	北村字三反田のうち一三二の一、一三二の二、一三二の三

北村字松ノ前	<p>北村字松ノ前のうち四二二の二の一部以外の区域、北村字沖田四二の一、四二の二、四三の一及び四三の二、北村字三反田一三二の一、一三二の二、一三二の四、一三二の五、一三三、一三四の一、一三四の二、一三五の一、一三五の二、一三六の二、一三六の三及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
北村字池ノ内西	<p>北村字池ノ内西分のうち一四三の一の一部、一四九の一部、一五一の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域、北村字松ノ前四二二の二の一部、北村字池ノ内東分一五三の三の一部、北村字池ノ内谷ノ一八六の一部並びに北村字池ノ内四二二の二</p>
北村字池ノ内東	<p>北村字池ノ内東分のうち一五三の三の一部、一六四の一部、一六五の一部、一六六の一の一部、一六六の二、一六七の一、一六七の二の一部、一六八の二の一部、一六九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域並びに北村字池ノ内西分一五一の二の一部及びこれと一体をなす国有地</p>
北村字池ノ内谷ノ一	<p>北村字池ノ内谷ノ一のうち一八六の一部以外の区域、北村字池ノ内西分一四九の一部及びこれと一体をなす国有地並びに北村字池ノ内谷ノ式 一八九から一九三まで、一九四の一、一九四の二及びこれらと一体をなす国有地</p>
北村字池ノ内谷ノ式	<p>北村字池ノ内谷ノ式のうち一八九から一九三まで、一九</p>

北村字影岩	<p>四の一、一九四の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
北村字池ノ内	<p>北村字影岩のうち四一六の二、四一七の二及び四一八以外の区域 北村字池ノ内のうち四二二の二以外の区域</p>
廃止する字の名称	<p>服部字池ノ内西谷</p>

鳥取県告示第三百七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、船岡町長から次のとおり字の区域を新たに画し、変更し、及び廃止する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の新設、変更及び廃止は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定による八頭中央地区第四工区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十七年三月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

新たに画する字の名称

同上の区域（昭和五十六年九月一日現在の地番による。）

<p>大字福井字上河原</p>	<p>大字福井字上河原一、一の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに大字大門字上河原六二一、六二二の二、六二二、六二三、六二四の二、六二四の二、六二五、六二五の二の一部、六二六、六二七の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大字福井字前河原</p>	<p>大字福井字川端二三四、二三五の二及びこれらと一体をなす国有地の一部、大字福井字志野田一七〇の一部、一七一の一部、一七二、一七三の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに大字福井字古田一九六の一部、一九七、一九七の二、一九八及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>区域を変更する 字の名称</p>	<p>同上の区域（昭和五十六年九月一日現在の地番による。）</p>	<p>大字福井字上河原</p>	<p>大字福井字上河原のうち一、一の二の一部、三の二、七の二及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに六の一及び六の四と一体をなす国有地の一部以外の区域、大字福井字岩ヶ淵八、九の二の一部、一〇の二の一部、一一の二の一部、一二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字福井字向島二八の一部、二九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字大門字上河原六二九の二の一部、六三〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字大門字向嶋六三二から六三四までの二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字福井字向島</p>	<p>の二の一部、三の二の一部、三六の二の一部、三七の二の一部、四〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字大門字向嶋六三四の二の一部及び六三五</p>	<p>大字福井字上河原</p>	<p>大字福井字向島のうち二〇から二二まで、二二の二、二二の二、二三から二八まで、二九の二の一部、三〇、三一の二の一部、三二の二の一部、三六の二の一部、三七の二の一部、三九の二の一部、四〇の二の一部、四一の二、四二、四二の二、四三、四三の二の一部、四五の二の一部、四六の二、四六の二、四六の三の一部、四七、四八及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域、大字福井字上河原一〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字福井字岩ヶ淵一一の二の一部、大字大門字上河原六二五の二の一部、六二七の二の一部、六二八、六二九、六二九の二の一部、六三〇の二の一部、六三一及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに大字大門字向嶋六三二の二の一部、六三三の二の一部、六三六から六四一まで、六四二の二、六四三、六四三、六四四の二、六四四の二及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大字福井字上柳原</p>	<p>大字福井字上柳原のうち六〇の二の一部、六一の二の一部、六二の二の一部、六二の二、六三の二、六三の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに五一、五一の二、五三の二及び六二の二と一体をなす国有地の一部以外の区域、大字福井字向島三九の二の一部、四一の二の一部、四三の二の一部、四三の二の一部、四五の二の一部、四六の二、四六の二、四六の三の一部、四七の一部、四八及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに大字福井字下河原一四九の二、一五〇の二、一五一の二、一五三の三及びこれらと一体をなす国有地</p>		

<p>原 大字福井字下柳</p>	<p>福井字向島二二の一部、二三の一部、三七の一部、四〇の一部、四一の一部、四二、四三、四四の一部、四三の一部、四七の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字福井字上前河原六〇の一部、六一の一部、六二の一部、六二の二、六二の三、六三の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>
<p>原 大字福井字下前河原</p>	<p>大字福井字下柳原のうち一四五の一の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域、大字福井字上前河原六二の三と一体をなす国有地の一部、大字福井字上柳原六九の九並びに六九の二及び六九の九と一体をなす国有地の一部、大字福井字下前河原一四六の一、一四六の二、一四七、一四八の一の一部、一四八の二の一部、一四八の三、一四九の一の一部、一五〇の一の一部、一五二の一の一部、一五二の三の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字福井字町田一六七の一部、一七八の一部、一八一の一部、一八二及びこれらと一体をなす国有地並びに大字福井字井古田一八三、一八四の二、一八九の一、一九一の一の一部、一九三の一の一部、一九四の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>原 大字福井字下前河原</p>	<p>大字福井字下前河原のうち一四六の一、一四六の二、一四七、一四八の一の一部、一四八の二の一部、一四八の三、一四九の一の一部、一四九の二、一五〇の一の一部、一五〇の二、一五一の二、一五二の一の一部、一五二の三の一部、一五三の三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字福井字上前河原五一、五一の一、五三の二、六二の一及び六二の三と一体をなす国有地の一部、大字福井字下柳原一四五の一の一部及びこれと一体をなす国有地並びに大字福井字町田一六七の一部並びに一六六及び一七〇と一体をなす国有地の一部</p>
<p>田 大字福井字巷町</p>	<p>大字福井字巷町田のうち一六七の一部、一七〇の一部、一七一の一部、一七二、一七三の一部、一七八の一部、一八一の一部、一八二及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに一六六及び一七〇と一体をなす国有地の一部以外の区域、大字福井字井古田一九一の一部、一九二の一部、一九三の一部、一九四の一部、一九五、一九六の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字福井字壹本木三〇と一体をなす国有地の一部</p>
<p>田 大字福井字井古</p>	<p>大字福井字井古田のうち一八三、一八四の二、一八九の一、一九一の一、一九二、一九三の一、一九四から一九七まで、一九七の一、一九八及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>木 大字福井字壹本</p>	<p>大字福井字壹本木のうち三〇六の一、三〇八の五及びこれらと一体をなす国有地並びに三一〇と一体をなす国有地の一部以外の区域、大字福井字井古田一九一の一の一部、一九二の一部、一九六の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字福井字井手添三一の一、三一の一の二、三一の三、三一の九、三二〇の一、三二〇の六、三二一の九及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>添 大字福井字井手</p>	<p>大字福井字井手添のうち三一の一、三一の一の二、三一の三、三一の三の一、三一の四の一、三一九の一、三二〇の一、三二〇の六、三二一の九及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域、大字福井字壹本木三〇六の一、三〇八の五及びこれらと一体をなす国有地並びに大字福井字西ノ下三三〇の一の一部、三三〇の三の一部及び三三九</p>
<p>下 大字福井字西ノ</p>	<p>大字福井字西ノ下のうち三三〇の一の一部、三三〇の三の一部及び三三九以外の区域</p>

大字準福字川端	大字準福字川端のうち二三四、二三五の一及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域
大字見槻中字松ノ木前	大字見槻中字松ノ木前の全域並びに大字福井字井手添三一三の一、三一四の一及びこれらと一体をなす国有地の一部

廃止する字の名称
大字大門字上河原及び大字大門字向嶋

鳥取県告示第三百八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、船岡町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による舟戸地区の換地処分公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十七年三月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

区域を変更する字の名称 大字船岡字舟戸	同上の区域（昭和五十六年八月十日現在の地番による。）
大字船岡字舟戸の全域並びに大字船岡字舟戸ノ内一二九七の二、一二九八の一、一二九九の一及びこれらと一体を	

なす国有地	
大字船岡字舟戸ノ内	大字船岡字舟戸ノ内のうち一二九七の二、一二九八の一、一二九九の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

鳥取県告示第三百九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、泊村長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による原地区の換地処分公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十七年三月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

区域を変更する字の名称 大字原字榎原	同上の区域（昭和五十六年六月一日現在の地番による。）
大字原字榎原	大字原字榎原のうち一三七の五及びこれと一体をなす国有地以外の区域
大字原字蟹田	大字原字蟹田のうち一六四の一の一部、一六四の二、一七四の一の一部、一七四の二、一七五の一の一部、一七五の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字原字榎原一三七の五と一体をなす国有地の一部並びに大字原字蟹田沖一八三の一の一部、一八三の四、一八三の五

<p>大字八幡字洞々</p>	<p>五八と一体をなす国有地の一部以外の区域、大字八幡字洞々向九六〇の一部並びに大字八幡字四反田九七九のの一部、九七九の二、九八〇の二及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字八幡字四反田</p>	<p>大字八幡字四反田のうち九七九のの一部、九七九の二、九八〇の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字八幡字宮ノ下九五七のの一部、大字八幡字洞々向九七三のの一部、九七四のの一部、九七五、九七六のの一部及び九七七のの一部、九七四のの一部、九七五、九七六のの一部及び九七七のの一部、大字八幡字文楽九九〇から九九三まで、九九四のの一部、九九五、九九九のの一部、一〇〇〇、一〇〇一のの一部、一〇〇五のの一部、一〇〇六のの一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字八幡字上小太郎垣六九六のの一部、六九七のの一部、六九八のの一部、六九九から七〇一まで、七〇二のの一、七〇三のの一及び七〇五の二</p>
<p>大字八幡字上小太郎垣</p>	<p>大字八幡字上小太郎垣のうち六九六のの一、六九七、六九八のの一、六九九から七〇一まで、七〇二のの一、七〇三のの一及び七〇五の二以外の区域</p>
<p>大字八幡字文楽</p>	<p>大字八幡字文楽のうち九九〇から九九三まで、九九四のの一部、九九五、九九八のの一部、九九九のの一部、一〇〇〇、一〇〇一のの一部、一〇〇三から一〇〇六までの一部及びこれらと一体をなす国有地</p>

<p>大字八幡字御崎</p>	<p>れらと一体をなす国有地以外の区域並びに大字八幡字上小太郎垣六九六のの一部、六九七のの一部及び六九八のの一部、一〇〇三のの一部、一〇〇四のの一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>区域を変更する 字の名称</p>	<p>同上の区域（昭和五十六年六月一日現在の地番による。）</p>
<p>坂長字渡打</p>	<p>坂長字渡打のうち一五一三の二のの一部、一五一四のの一部、一五一五及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域、坂長字渡打判田一四七三の六のの一部、一四七三の七、一四七四のの一、一四七五、一四七六のの一、一四七七の二、一四七九の二、一四八〇、一四八一の二及びこれらと一体をなす国有地</p>

鳥取県告示第三百一十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、岸本町長から次のとおり字の区域を変更し、及び廃止する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更及び廃止は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による坂長地区の換地処分公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十七年三月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

坂長字渡打判田	<p>す国有地、坂長字西渡打一四八三、一四八四、一四八五の二、一四八六の二、一四八六の三、一四八七の二及びこれらと一体をなす国有地並びに坂長字棚田一四九五の二、一四九六の二、一四九七の二及びこれらと一体をなす国有地</p>
坂長字西渡打	<p>坂長字渡打判田のうち一四七三の六、一四七三の七、一四七四の一、一四七五、一四七六の一、一四七七の二、一四七九の二、一四八〇、一四八一の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに坂長字西渡打一四八二の一及び一四八二の二</p>
坂長字棚田	<p>坂長字西渡打のうち一四八二の一、一四八二の二、一四八三、一四八四、一四八五の二、一四八六の二、一四八六の三、一四八七の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
坂長字大清水	<p>坂長字棚田のうち一四九五の二、一四九六の二、一四九七の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
坂長字蕪塔	<p>坂長字大清水のうち一五六一の一の一部、一五六二の一部、一五六三の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、坂長字渡打一五一三の二の一部、一五一四の一部、一五一五及びこれらと一体をなす国有地の一部、坂長字渡打判田一四七三の六の一部、坂長字蕪塔二二二五の四、坂長字下タ蕪塔一五六九の一部、一五七七の一部、一五七八、一五七九、一五八〇の一の一部、一五八一の一の一部及び一五八三の二の一部並びに坂長字ケントウ田一五八九の一の一部及び一五八九の二の一部</p>
坂長字下タ蕪塔	<p>坂長字蕪塔のうち二二二五の四以外の区域</p>
坂長字六反田	<p>一五七八、一五七九、一五八〇の一の一部、一五八一の一部及び一五八三の二の一部以外の区域</p>
坂長字ケントウ田	<p>坂長字六反田のうち一六二四の一部、一六二六の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、坂長字大清水一五六一の一の一部、一五六二の一部、一五六三の一部及びこれらと一体をなす国有地、坂長字ケントウ田一五八九の一の一部、一五八九の二の一部、一五九六、一五九七の一、一五九七の二、一六〇七から一六〇九まで及びこれらと一体をなす国有地、坂長字深田一六四八の一の一部、一六五一の三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに坂長字六反田のうち二〇四二の二の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域</p>
坂長字深田	<p>坂長字ケントウ田のうち一五八九の一、一五八九の二、一五九六、一五九七の一、一五九七の二、一六〇七から一六〇九まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
坂長字谷屋敷	<p>坂長字深田のうち一六四八の一の一部、一六五一の三の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、坂長字六反田一六二四の一部、一六二六の一部及びこれらと一体をなす国有地、坂長字下門前一六二七の二及びこれと一体をなす国有地、坂長字下門前三〇四〇の二、坂長字稲澄一七〇一の一、一七〇二、一七〇三の一、一七〇四の一、一七〇四の三、一七〇五の二、一七〇五の三、一七〇六の一、一七〇六の三及びこれらと一体をなす国有地、坂長字加茂神田一六九三から一六九五まで、一六九八の二、一六九九、一七〇〇及びこれらと一体をなす国有地の一部、坂長字ブジラ一七四六の一部及び一七四七の一の一部並びに坂長字六反田二〇四二の二の一部及びこれと一体をなす国有地</p>
坂長字谷屋敷のうち一六七三の三以外の区域	

坂長字下門前	坂長字下門前のうち一六二七の二及びこれと一体をなす 国有地以外の区域並びに坂長字下門前のうち二〇四〇の二 以外の区域
坂長字稲澄	坂長字稲澄のうち一七〇一の二、一七〇二、一七〇三の 一、一七〇四の一、一七〇四の三、一七〇五の二、一七〇 五の三、一七〇六の一、一七〇六の三及びこれらと一体を なす国有地以外の区域
坂長字加茂神田	坂長字加茂神田のうち一六九三から一六九五まで、一六 九八の二、一六九九、一七〇〇及びこれらと一体をなす国 有地以外の区域
坂長字ブジラ	坂長字ブジラのうち一七四六の一部及び一七四七の一の 一部以外の区域並びに坂長字加茂神田一七〇〇と一体をな す国有地の一部
坂長字上ミ谷	坂長字上ミ谷のうち一七七三の二の一部以外の区域、坂 長字ヨコロ一八八五の二、一八八九の二及び一八九〇の二、 坂長字前田一七七四の一部及びこれと一体をなす国有地並 びに一七七六と一体をなす国有地の一部
坂長字ヨコロ	坂長字ヨコロのうち一八八五の二、一八八九の二及び一 八九〇の二以外の区域
坂長字前田	坂長字前田のうち一七七四の一部及びこれと一体をなす 国有地並びに一七七六と一体をなす国有地の一部以外の区 域、坂長字上ミ谷一七七三の二の一部、坂長字熊谷一八〇 四の二、一八〇五の二、一八〇六、一八〇七の一、一八〇 七の二、一八〇九の二及びこれらと一体をなす国有地、坂 長字熊谷一八五三の二及び一八五六の二、坂長字伯楽塚ノ 式 五二二の二並びに坂長字家ノ上式 五四六の三、五四
坂長字熊谷	六の四、五四七、五四八の一、五四八の二及び五四九の三 から五四九の六まで
坂長字伯楽塚ノ式	坂長字熊谷のうち一八〇四の二、一八〇五の二、一八〇 六、一八〇七の一、一八〇七の二、一八〇九の二及びこれ らと一体をなす国有地以外の区域並びに坂長字熊谷のうち 一八五三の二及び一八五六の二以外の区域
坂長字家ノ上式	坂長字伯楽塚ノ式のうち五二二の二以外の区域
坂長字家ノ上式	坂長字家ノ上式のうち五四六の三、五四六の四、五四七、 五四八の一、五四八の二及び五四九の三から五四九の六ま で以外の区域
坂長字篠子谷ウネ	坂長字篠子谷ウネのうち七三一から七三八まで及びこれ らと一体をなす国有地の一部以外の区域、坂長字茶園場六 四五の一、六四六、六四七、六四八の一、六五〇から六五 八まで、六五九の二、六六一の三、六七二、六七三、六七 三の一部、六七四、六七五の一部、六七六の一部、六七八 の一部、六八一の一部、六八二の一部、六八三、六八四の 一、六八四の二、六八五から六九二まで及びこれらと一体 をなす国有地並びに坂長字稲場七四一から七四四までの一 部、七五八の二の一部及びこれらと一体をなす国有地
坂長字茶園場	坂長字茶園場のうち六三九の二、六四〇の二、六四一の 一、六四二の一、六四三、六四五の一、六四六、六四七、六四 八の一、六五〇から六五八まで、六五九の二、六六一の三、 六六五の二、六七一から六八三まで、六八四の一、六八四 の二、六八五から六九二まで及びこれらと一体をなす国有 地並びに六六五の一及び六六六と一体をなす国有地の一部 以外の区域

<p>坂長字長裕</p>	<p>坂長字長裕の全域、坂長字茶園場六三九の二、六四〇の二、六四一の二、六四一の一三、六六五の二、六七三の一部、六七五の一部、六七六の二部、六七七、六七八の一部、六八九、六八〇、六八一の一部、六八二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに六六五の一及び六六六と一体をなす国有地の一部、坂長字稲場七四三の一部、七四四の一部、七四五から七五三まで、七五四の一部、七五五の一部、七五六の一部、七五七の一部、七五七の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、坂長字上ノ山五九二から五九四まで、五九五の一部、五九七から六〇〇までの一部、六〇四の三の一部、六〇四の四の一部、六〇五の二の一部、六〇五の四、六〇六の二の一部、六〇七の四及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>坂長字上ノ山</p>	<p>坂長字上ノ山のうち五九二から五九四まで、五九五の一部、五九七から六〇〇までの一部、六〇四の三の一部、六〇四の四の一部、六〇五の二の一部、六〇五の四、六〇六の二の一部、六〇七の四及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>坂長字稲場</p>	<p>坂長字稲場のうち七四一から七四三までの一部、七四四から七五三まで、七五四の一部、七五五の二の一部、七五六の二の一部、七五七の二の一部、七五八の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、坂長字篠子谷ウネ七三一から七三八まで及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに坂長字笹谷屋敷七七二の二と一体をなす国有地の一部</p>
<p>坂長字笹谷屋敷</p>	<p>坂長字笹谷屋敷のうち七七二の二と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>

廃止する字の名

坂長字六反田、坂長字下門前及び坂長字熊谷

鳥取県告示第三百十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る八頭中央地区第四工区の換地処分を行ったので、同条第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十七年三月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第三百十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、鳥取市から同市が行う土地改良事業に係る池ノ内地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十七年三月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第三百十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、船岡町から同町が行う土地改良事業に係る舟戸地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十七年三月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第三百十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、泊村から同村が行う土地改良事業に係る原地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十七年三月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第三百十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、赤碕町から同町が行う土

地改良事業に係る赤碕（向原）地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十七年三月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第三百十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、岸本町から同町が行う土地改良事業に係る坂長地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十七年三月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三